

積極的に販路拡大に取り組む事業者を応援します！



板柳町地域ブランド認定商品 「板柳の太鼓判」

に認定登録しませんか？

板柳町地域ブランド認定協議会（事務局：板柳町商工会、以下「認定協議会」という）では、板柳町で生産された加工品、工芸品等を板柳町地域ブランド「板柳の太鼓判」として認定し、情報の発信、販売の促進（販売支援・広報支援）、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進します。

つきましては、下記のとおり板柳町地域ブランド商品「板柳の太鼓判」登録への申請を募集しますので、登録希望の事業者は別紙申込用紙に必要事項を記入し、以下の申請期限までお申込みください。

板柳町地域ブランド認定商品「板柳の太鼓判」に認定されると・・・

- ・ 認定商品は、認定ロゴマークのシールを貼ることができます。（電子データ利用も可能）
認定商品一品につき、認証シール、大（約3センチ）、小（約1.5センチ）をそれぞれ最大1,000枚、提供いたします。（追加を御希望の場合は有料となります。）
- ・ 認定商品のPR用ミニのぼりを提供いたします。
- ・ 認定商品は、町広報や商工会HP等への掲載により、板柳町地域ブランド認定品として広く町内外へ周知されます。
- ・ 認定商品は、「板柳の太鼓判」として、物産展・イベント等におけるPR活動や販促活動がしやすいようバックアップされます。認定期間は、3年間です。（更新制度あり）

1 対象商品等 ※積極的に販路拡大に取り組む事業者の商品

- (1) 対象とする商品は、加工品及び工芸品等。
- (2) 町内に住所を有する法人、任意団体及び個人が生産・製造した商品及び、町外業者と共同開発した商品の場合は、販売者が町内の企業又は団体等となっている商品。

2 審査項目

認定協議会では、申請いただいた商品を以下の基準による審査を経て、認めた商品を「板柳の太鼓判」として認定します。（審査会は、認定品の数により年1～2回を予定し、決まり次第、別途申請者へお知らせします。また審査会では申請者より商品のプレゼンをしていただきます。）

- (1) 板柳らしさがあること。
- (2) 独自性・希少性があること。
- (3) 信頼性・安全性があること。
- (4) 市場性・将来性等があること。

3 申請方法等

- (1) 申請申込について
 - ①. 商工会HPにある申請用紙へ必要事項を記入し、提出して下さい。
 - ②. 許認可等がある場合、許可証のコピーを添付してください。
 - ③. 申請品数は単年度3品、認定期間3年間で最大5品までとなります。また伝統工芸などの技法については単年度1技法までの申請となります。
- (2) 申請期間 随時

＜お問い合わせ・申し込み先＞ 板柳町地域ブランド認定協議会 担当：伊藤、佐藤

〒038-3661 板柳町大字福野田字実田 30-7 板柳町商工会内

電話：0172-73-3254 F A X：0172-73-3652 メール：itasho@jasmine.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.aomorishokoren.or.jp/shokokai/itayanagi/